

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人阿河準一の上告趣意は、違憲をいうが、道路運送法四条一項の規定が、所論憲法二二条一項に違反するものでないことは、当裁判所大法廷の判例（昭和三五年（あ）第二八五四号同三八年一二月四日判決、刑集一七巻一二号二四三四頁）の趣旨にてらし明らかであるから、論旨は理由がない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四五年一一月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	関	根	小	郷